

I 交通法規の遵守

悲惨な交通事故を防止するために、また、児童生徒の安全教育を担う教職員として、交通法規の遵守が求められています。

知っておくべきこと

近年、飲酒運転など、交通法規違反による悲惨な交通事故が相次いで発生しており、本県においても、特に飲酒運転などによる事故については、免職も含む厳しい処分が科されます。

また、ひき逃げ、あて逃げ、飲酒運転等悪質な違反の際の車両の同乗者など、関係者についても処分されることがあります。

一方、交通事故は最大限の注意を払っていても事故に遭う可能性は皆無ではなく、万一、事故が発生した場合、落ち着いて、適切な措置を講じなければなりません。

なお、交通事故等が発生した場合は、職員は所属長へ速やかにそのてんまつを報告することが義務づけられています。

【「交通三悪」を根絶しましょう】

「飲酒運転（酒気帯び・酒酔い）」、「無免許運転」、「速度超過」のいわゆる「交通三悪」を根絶しましょう。

これらは、道徳的にも極めて悪質な違反であり、重大な事故の原因となるものです。「交通三悪」に対する刑罰・処分は、その性質上当然厳しいものとなります。

【自転車での運転についても罰則があることを今一度確認しましょう】

- ◆ 傘さし運転、携帯電話を操作しながらの運転の禁止

[罰則] 5万円以下の罰金

- ◆ 飲酒運転の禁止

酒を飲んで自転車を運転してはならない。

[罰則] 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒に酔った状態で運転した場合)

- ◆ 無灯火運転の禁止

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。

[罰則] 5万円以下の罰金

【報告を要する事故及び交通違反はこんなときです】

- ◇ 本人から所属長へ報告
 - ◆ 交通事故が発生したとき
 - ◆ 交通違反により検挙されたとき（軽微なものであっても全て報告の対象となる。自転車による交通違反も含む）
 - ◇ 所属長から教育委員会へ報告（教育委員会事務局、学校以外の教育機関の職員及び学校の教職員（教育職員は除く）は、教育総務課長へ報告）
 - ◆ 職員に係る交通事故が発生したとき
 - ◆ 職員が重大な交通違反により検挙されたとき
- 「重大な交通違反」とは次のとおり
- ①飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）※同乗していた場合も含む
 - ②速度超過（時速30km以上、高速道路の場合は時速40km以上）
 - ③無免許運転
 - ④過去の違反による累積点数により免許の停止等の処分を受けた場合
- ◆ あて逃げ、ひき逃げ事案
 - ◆ 特に報告の必要があると認められる事故その他の事案等

私たちに求められていること

交通事故は注意していても起こる可能性があります。交通法規の違反は職員一人ひとりの心掛け次第で確実に防ぐことができます。

特に飲酒運転等、交通三悪といわれる違反行為は、絶対に行ってはなりません。教職員から一人の事故・違反者も出さないという決意で取り組んでください。

関係法令等

- ・道路交通法
- ・地方公務員法
- ・徳島県立学校規則
- ・徳島県教育委員会職員服務規則
- ・教職員の懲戒処分の指針（別添）等